

国内経済要録

◇外国為替引当貸付の利子歩合変更

フランクフルトにおける市中金利の上昇に伴い、本行はドイツ連邦共和国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を次の通り変更した。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
10月28日	日歩 9厘	日歩 1錢1厘

◇短資取引担保株式預り証の基準担保掛目引き下げ

本行、証券取引所および証券金融会社3者は協議のうえ、第5次規制措置に呼応して短資取引担保株式預り証の基準担保掛目を現行60%から50%へ引き下げ、11月2日から実施した。

◇大蔵省、株式の信用取引について第5次規制措置を実施

大蔵省は、株式の信用取引に対する規制を強化するため、10月28日省令（「証券取引法第49条に規定する取引およびその保証金に関する省令の特例に関する省令の一部を改正する省令」）を公布、即日実施した。これに伴い証券金融会社と証券業者間の貸借担保金率も引き上げられた。

その内容は次表の通りである。

第5次規制措置

区分	内容
委託保証金率	60%を 70%へ 10月28日以降の新規取組み分に適用
代用有価証券掛目	65%を 50%へ 対顧客……10月28日以降の新規取組み分に適用（ただし対証券業者関係では、11月より適用の予定）
貸借担保金率	60%を 70%へ (1)11月28日以降一律適用 (2)11月27日までは、10月27日現在の融資（または貸株）残高の範囲内に対して60%、これをこえる分に対しては70%

◇貿易自由化の促進について

閣僚審議会で決定をみた貿易自由化の基本方針に基づき、先般來政府はその具体案を検討中であったが、11月

10日関係各省連絡会議を開催、概要次のごとき申合せを行なった（本件については近く閣僚審議会に付議、原案通り決定の見込み）。

1. 対ドル地域差別撤廃

A A（自動承認）製品目のうちドル地域に対してのみ F A（外貨割当）制を適用していた10品目について、從来政府は、ラワン材、銅合金くずの2品目については明年1月以降、その他8品目は34年度下期ないし35年度中にA A制に移行する方針であったが、今回アバカ繊維、石膏については前記2品目同様明年1月から実施し、鉄くず、銑鉄、大豆、牛脂、ラード、牛皮についてもその実施を繰り上げ（35年度上期中のできるだけ早い時期）ることとした。

2. F A制物資のA A制品目への移行

(1) 外貨資金特別割当制（輸出報償外貨による特別割当制）により、輸入が認められている品目（213）のうち、ココア・バターなど65品目については、35年1月からA A制に移行し、残余の148品目については今後整理を行なう方針で検討する。

(2) 求償取引物資のうち中共から輸入されている雑小15品目についても35年1月からA A制に移行する。

3. 一部F A制品目に対する外貨割当方式の自由化

F A品目のうち機械類の一部（事務用、医療用機械など約48品目）および楽器、運動用具など（34品目）については輸入申請に対し無審査で割当を行なう制度（自動割当制度）を採用する。

4. 一部F A品目に対する外貨割当の増額ないし新規割当の実施

消費物資のうちテレビ、イスキー、毛製品、カメラなどについては從来通商協定などに基づく特定国からの輸入のみを認め、また万年筆、双眼鏡などは從来輸入を全然認めていなかったが、今回これら品目についてもglobal（地域無差別）の割当わくを新設する。

5. なお前記以外のF A諸品目についても、A A移行および輸入緩和の方針に基づき今後検討を進めることとなっている。

◇政府「今後の経済見通しと経済運営の基本的態度」を決定

政府は10月23日の閣議で、経済企画庁立案の「今後の経済見通しと経済運営の基本的態度」を了解、正式に決

定した。その概要是次の通りである。

○ 今後の経済見通し

1. 世界経済の見通し

世界経済は地域によって速度の差はあるにせよ、本明年来ておおむね着実な伸長を示すものと見込まれ、わが国の輸出貿易の環境は概して明るいものと思われる。しかしながら、各国の輸入政策の動向にも注目を要するものがあり、また明年度下期以降において一部に経済の上昇の速度が鈍化する可能性もあるので、わが国の輸出の伸びに対する影響は十分留意する必要があろう。

2. 34年度上期の経済

上期の経済は、景気回復期であった33年度下期のあとを受けて、引き続き上昇し経済活動全般がかなり大幅な拡大をみた。上期中の鉱工業生産水準は、前年度に比べて21%（季節調整済）の上昇となったが、これをさえた要因としては、輸出、個人消費などの最終需要が堅調で

あつたほか在庫投資の伸びが大きかったことがその最大のものであった。一方この間輸出の好調、内外物価の平穏などから経済情勢は落ち着きを示し、いわゆる数量景気の状態で推移した。

3. 34年度下期の経済

下期には、相当の設備投資の増加が予想されるが、反面、在庫投資は上期の横ばい程度に推移するものと考えられ、輸出、個人消費など最終需要の堅実な伸びがあつても、需要面からみて鉱工業生産は上期ほどの急激な上昇をするとは考えられない。しかし、設備、在庫両面で企業の投資意欲が根強いために、経済の一部に刺激的要因が現われ、金融がこれに追随するようになれば、いわゆる過熱の段階に近づく恐れもないわけではない。したがってこの際経済の推移を十分注視し、財政政策面からの刺激を避け、金融の調節的機能を有効かつ十分に作用させよう配慮するとともに、企業の側において

主 要 経 濟 指 標

区 分	単 位	32 年度	33 年度	34 年度	33/32年度	34/33年度		
総 人 口	万 人	9,112	9,205	9,300	101.0	101.0		
生 产 年 令 人 口	人 口	6,207	6,343	6,499	102.2	102.5		
勞 働 力 人 口	人 口	4,343	4,378	4,461	100.8	102.0		
就 業 者 総 数	人 口	4,290	4,319	4,402	100.5	101.9		
(うち 2 次・3 次 産 業)	人 口	2,658	2,743	2,830	103.2	103.2		
雇 用 者 総 数	人 口	1,922	2,008	2,129	104.5	106.0		
國 民 総 生 産	億 円	100,464	102,900	115,780	102.4	112.5		
(同 実 質 伸 率)	人	—	—	—	105.0	110.9		
國 内 民 間 総 資 本 形 成	人	23,649	18,400	25,760	77.8	140.0		
個 人 消 費 支 出	人	58,769	62,320	66,550	106.0	106.8		
鉱 工 業 生 産	昭 30 年 = 100	145.3	149.4	185.3	102.8	124.0		
農 林 水 産 生 産	昭 31 年 度 = 100	105.5	108.1	111.4	102.5	103.1		
國 内 貨 物 輸 送	億 ト シ キ ロ	1,011	982	1,095	97.1	111.5		
國 内 旅 客 輸 送	億 人 キ ロ	1,971	2,105	2,260	106.8	107.4		
卸 売 物 値	昭 27 年 = 100	103.7	97.8	99.7	94.3	101.9		
消 費 者 物 値	昭 30 年 = 100	103.6	103.2	104.2	99.6	100.9		
国際収支	受 取	百 万 ド ル	3,620	3,459	4,000	95.6	115.6	
	輸 出	人	2,819	2,728	3,250	96.8	119.1	
	特 貿 易	需 外	人	529	489	450	92.4	92.0
	支 払	人	272	242	300	89.6	124.0	
	輸 入	人	3,768	2,995	3,800	79.5	126.9	
	貿 易	外	人	3,180	2,456	3,150	77.2	128.3
	バ ラ ン ス (実質)	人	588	539	650	91.7	120.6	
		△	148	464	200	—	—	

(注) 国際収支中、輸入は実質輸入であり、貿易外受払には、インパクトローンおよび外債の受入、IMFへの出資を含まない。

ても慎重な態度を探ることが必要である。このような前提に基づいて経済が運営された場合、物価は全体として横ばいのまま堅実な経済発展が可能となり、その場合、鉱工業生産の下期水準は上期に対し8%程度、また34年度全体としては、前年度比24%程度の上昇、34年度の国民総生産の伸びは実質で11%程度のものとなろう（前掲表参照）。

4. 35年度の経済

35年度の経済は、全般として着実な上昇基調をたどるものと思われる。しかしながら、引き続き一部の刺激的要因についてはその動向を十分注視する必要があり、したがって政策の基調としては、34年度の基調を変えることなく、さらに経済情勢の変化に応じて弾力的に運用されるべきものと考える。以上を前提として35年度の経済を想定すると、物価はおおむね横ばいのまま引き続き堅実な上昇気運のうちに推移することとなろう。個人消費、輸出、設備投資など最終需要は、34年度からさらに着実な上昇を示すものと思われるが、34年度経済の成長率に大きな影響を与えた在庫投資が35年度においては34年度程度の規模にとどまることとなるため、35年度の経済成長率は34年度に比べると相当鈍化し、国民総生産の伸びは実質で6.6%程度のものとなろう。

○ 経済運営の基本的態度

今後における経済運営の基本的態度は、経済の長期的な安定的成長のための基盤を充実することはもとよりであるが、経済の包蔵する行過ぎ的傾向に十分に注視しつつ、経済全体の堅実な伸長を図るよう努めるものとし、

以下の諸点に施策の重点をおくものとする。

- (1) 中央、地方を通じて健全財政を堅持し、財政面からの景気刺激を避けるとともに、財政支出が重点的に行なわれるよう配慮する。
- (2) 投資活動の安定を通じて経済の着実な伸長を図るために、企業の合理的な投資調整と金融機関の慎重な態度に期待するとともに、金融が有効な調節的機能を發揮しうるよう金融政策の弾力的運用を図る。
- (3) 経済協力、技術協力の推進、輸出貿易の拡大を図るとともに、為替貿易の自由化を促進することとし、これがため国内産業の体制整備とわが国経済の国際競争力の涵養に努める。
- (4) 当面の災害復旧に施策の重点を指向し、治山治水など災害防除のための基盤を整備強化する。
- (5) 公共的投資の充実をはかり、産業基盤の整備と生活環境の改善に努める。
- (6) 科学技術の振興、特に科学技術教育を推進する。
- (7) 産業の体質を改善してその合理化、近代化を強力に推進するとともにいっそう企業資本の充実を図る。なお石炭、海運などについては、合理化計画の進展とあわせ、離職者対策、企業基盤の強化などを推進する。
- (8) 農林水産業の生産基盤の整備拡充と生産の近代化、中小企業の組織化、近代化を図り、経済全般の均衡ある発展に努める。
- (9) 雇用機会の増大と雇用内容の近代化、社会保障対策の充実を図り、国民生活の均衡ある向上に資する。